技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県教育委員会

委員長　　栗　田　　修　行

新潟県教育委員会規則第７号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表第１（第３条関係） 技能労務職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。 **別表第６**（第７条関係） （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.97</u>を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。	**別表第１**（第３条関係） 技能労務職給料表 （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。 **別表第６**（第７条関係） （略） 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（施行細則）

２　この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。